

特別養護老人ホーム 朝老園 ご利用料金

令和3年8月1日現在

○全室多床室

介護度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	1日あたり 利用者負担額
	サービス費	個別機能訓練 加算 I	看護体制加算 I 2	夜勤職員配置 加算 I 2	日常生活継続支 援加算 I	科学的介護推進 体制加算 I	個別機能訓練加 算 II	介護職員処遇改 善加算	特定処遇改善加 算 I	褥瘡マネジメント 加算 III	※初期加算	※外泊費用	※安全対策体制 加算(一回限り)	
要介護1	573													735
要介護2	641													719
要介護3	712	12	4	13	36	40/月	20/月	83/1000	27/1000	10/3月	※30	※246	※20	797
要介護4	780													873
要介護5	847													948

※⑥～⑦、⑩～⑬は1日あたり合計には算入しておりません。

減額段階	
食費	居住費
第1段階 300円	第1段階 0
第2段階 390円	第2段階 370円
第3段階 ①650円	第3段階 370
第3段階 ②1360円	
第4段階 1445円	第4段階 855円

介護度	30日合計				
	利用者負担月額 第1段階	利用者負担月額 第2段階	利用者負担月額 第3段階 ①	利用者負担月額 第3段階 ②	利用者負担月額 第4段階
要介護1	31,050	44,850	52,650	73,950	91,050
要介護2	30,570	44,370	52,170	73,470	90,570
要介護3	32,910	46,710	54,510	75,810	92,910
要介護4	35,190	48,990	56,790	78,090	95,190
要介護5	37,440	51,240	59,040	80,340	97,440

※⑥～⑦、⑩～⑬は30日合計には算入しておりません。

①基本サービス費

サービスご利用時の基本料金となります。紙おむつ、リネン代込の料金です。

* 令和3年9月30日までは新型コロナウイルス感染症対策として新規基本サービス費に0.1%の上乗せ

②個別機能訓練加

機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し、計画的に実施した場合の加算です。

③看護体制加算 I 2

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合75%以上配置

④夜勤職員配置加算 I 2

夜勤帯に介護・看護職員を基準数以上配置することが要件となります。

⑤日常生活継続支援加算 I

介護福祉士の数が入所者6人に対して1人以上、日常生活自立度のⅢa以上の利用者が入所時65%以上

⑥介護推進体制加算 I

入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。サービス計画の見直し等上記情報を適切かつ有効に活用すること

⑦個別機能訓練加算 II

個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練実施に当たり当該情報その他の機能訓練の適切

⑧介護職員処遇改善加算 I

介護職員の処遇を改善するための加算です。

⑨介護職員等特定処遇改善加算 I

日常生活継続支援加算を算定し且つ介護職員処遇改善加算 I を算定している事

⑩褥瘡マネジメント加算 III

褥瘡の発生と関連あるリスクについて3月に1回評価を行い他業種共同で褥瘡ケア計画を作成し褥瘡の状態を記録し3月1回見直しを行った場合

⑪初期加算

施設での生活に慣れるために様々な支援が必要となります。(入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様)

⑫外泊費用

入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

⑬安全体制対策加算

外部の研修を受けた担当者が配属され施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること

○食費・居住費負担限度額

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方(預貯金額: 単身650万、夫婦1650万円)
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下(預貯金額: 単身550万、夫婦1550万円)
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等120万円超(預貯金額: 単身500万、夫婦1500万円)
第4段階	・市町村民税世帯課税